



2022年5月12日

各 位

会社名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コード 3779
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の当社第17回定時株主総会で承認されることを条件として、「定款の一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。なお、定款一部変更の効力発生日は当該定時株主総会と同日となります。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款の一部変更について

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日(木)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(木)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第17条～附則第1条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第17条～附則第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>